

(5) 医療保険者間、同一保険者内の事業所間での異動の際の手続について

図 7-3 のとおり、旧保険者が発行した資格喪失通知を新保険者に持参するといった手続をとる必要があるが、保健医療番号（仮称）が有る場合は、図 7-4 のとおり、利用者が保健医療番号を新保険者に届け出ることにより簡便な手續が可能である。

医療保険者変更（保健医療番号無）

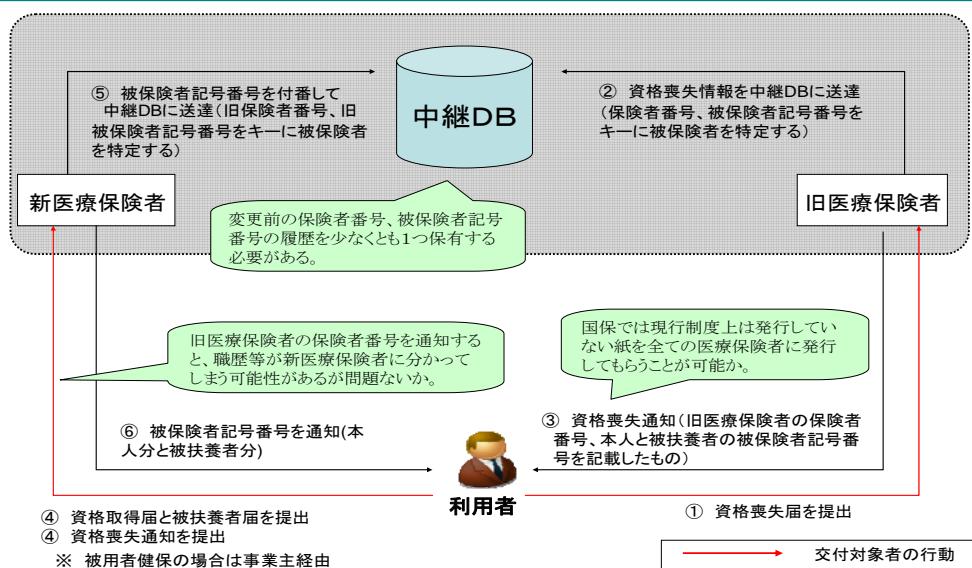


図 7-3 医療保険者の異動時の手続（保健医療番号が無い場合）

医療保険者変更（保健医療番号有）

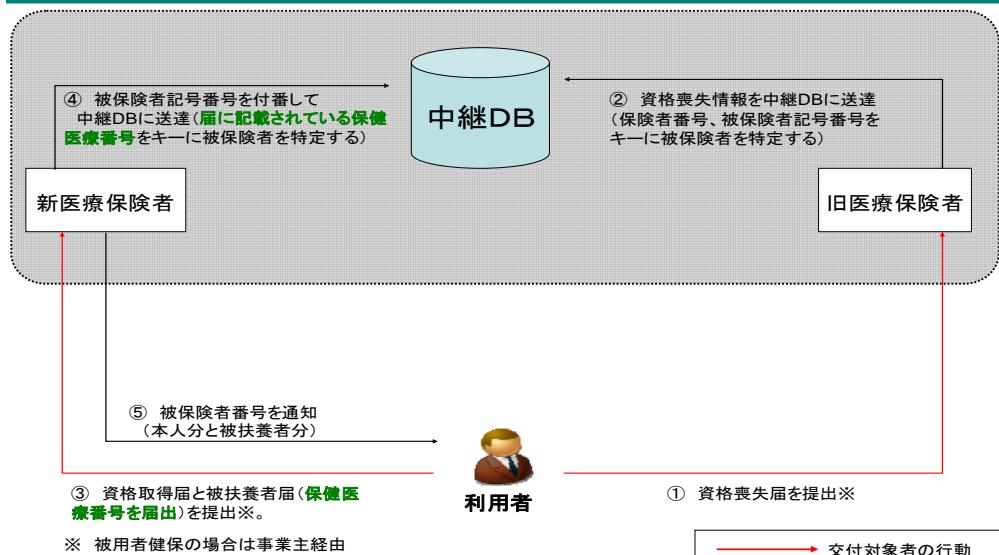


図 7-4：医療保険者の異動時の手続（保健医療番号が有る場合）